

東日本大震災に係る代替償却資産特例の適用申告について

郡山市

このたびの東日本大震災に被災された皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者の方が、令和8年3月31日までの間に当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得、又は当該損壊した償却資産を改良した場合、当該取得された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置(以下「代替資産特例」という。)が講じられています。(地方税法附則第56条第12項)

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、下記により書類を作成のうえ、申告してください。

I 特例措置の概要

1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者で代替償却資産を取得した方

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

ア 東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の代わりとして取得した資産

（原則として被災償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であるもので、代替償却資産であると市長が認めるものに限ります。）

イ 東日本大震災の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

(2) 取得の制限

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得されたもの

(3) 特例率

取得の翌年度から4年度分を、課税標準額を2分の1に軽減します。

(地方税法の他の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。)

II 提出要領

1 提出書類

特例適用の申告に当たっては、次の書類を御提出ください。

(1) 被災償却資産の代替資産に係る課税標準の特例適用申告書-----【第4号様式】

(2) 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表 -----【第1号様式】

(3) 固定資産の被災を証するもの（り災証明書(写)、請求書、領収書、写真等）

((3)は、本市で当該資産に係る固定資産税(償却資産)の減免を申告された方は不要です。ただし、市長が必要と認めた場合には、添付書類の提出を求められます。)

(4) その他

ア 平成23年1月2日から平成23年3月11日までの間に取得し、被災した資産については、地震発生時に被災地に所在したことを証する書類（納品書等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本の写し等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本の写し等）

2 提出期限

代替償却資産を取得又は改良した日の翌年の1月末（申告書と併せてご提出ください。）

3 提出先

税務部資産税課（西庁舎2階）

Ⅲ 記載要領

1 「被災償却資産の代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」-----【第4号様式】

(1) 所有者コード

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の右上にある「所有者コード」欄の8桁の数字を転記してください。

(2) （申告者）住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(3) （申告者）氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印又は代表者印を押印してください。

(4) 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）及び償却資産所在地を記載してください。

(5) 代替償却資産の種類別内訳

「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表」に挙げられた代替償却資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

2 「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表」-----【第1号様式】

(1) 被災償却資産（課税台帳登録資産）及び代替償却資産

ア 所有者名

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの所有者名を記載してください。

イ 資産の種類

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の種類を記載してください。

ウ 資産番号

被災償却資産側の欄には、「償却資産所有者別明細書（平成25年度）」（電算処理による申告の場合は、「平成24年度申告書」）を参照して、資産番号を記載してください。

代替償却資産側の欄には、電算処理による申告をされている義務者の方の場合のみ記載してください。

エ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。

(2) 証明欄

他の市町村に申告されていた被災償却資産の代替償却資産を取得し、特例申告する場合は、当該被災償却資産が申告されていた市町村長の証明（課税台帳登録事項証明）を受ける必要があります。

（本市に申告されていた被災償却資産について、本市でその代替償却資産を取得した場合には、課税台帳登録事項証明を受ける必要はありません。また、電算処理による申告のため、証明を受けることができない場合は、資産税課までお問い合わせください。）

※ 証明書の発行手続きについては、資産税課までお問い合わせください。

原子力災害に係る居住制限区域内又は警戒区域内にあった償却資産の 代替償却資産特例の適用申告について

東日本大震災にかかる原子力災害により、居住困難区域内(帰還困難区域及び居住制限区域)又は警戒区域内に償却資産を所有していた方が、代替償却資産を取得した場合、当該取得された償却資産については、固定資産税の課税標準を取得の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置（以下「代替資産特例」という。）が講じられます。（地方税法附則第56条第15項、地方税法及び国有資産等所在地市町村交付金の一部を改正する法律附則第8条第14項）

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、別途、必要書類を送付しますので、お手数ですが、資産税課までお問い合わせください。

【問合せ先】 〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市税務部資産税課償却資産係

電話 024-924-2091

FAX 024-935-5320

郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>